

# BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（外為サービス、全銀・ANSER接続サービス）（2022年10月9日改定）

以下の通り、BizSTATION 外為サービスおよび全銀・ANSER接続サービス利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ（<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>）よりご確認ください。

改定日 2022年10月9日（日）

## 改定対象利用規定および改定内容

### ■BizSTATION 外為サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2022年10月9日最終改定)	(2022年8月14日最終改定)
2	第4条 利用申込・サービスの取止め	7. お客様は、当行所定の方法により第2条第①号から第⑦号までのサービスのいずれか一つ以上またはすべてを取止めることができます。ただし、Biz外為サービスを取止める時点で処理が完了していない仕向送金の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第①号のサービスを取止めることはできないものとします。また、輸入手形決済指図（以下に定義されます。）についても、Biz外為サービスを取止める時点で処理が完了していない輸入手形決済指図（L/Cなし）の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第④号のサービスを取り止めることはできないものとします。すでに当行あて依頼済の輸入L/C発行・条件変更依頼・輸入手形決済指図（L/C付）については、発行希望日・決済指日（以下に定めます。）前に第2条第④号のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。また、Biz外為サービスを取止める時点で処理が完了していない外貨振替依頼（以下に定義されます。）がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第⑤号のサービスを取止めることはできないものとします。	7. お客様は、当行所定の方法により第2条第①号から第⑦号までのサービスのいずれか一つ以上またはすべてを取止めることができます。ただし、Biz外為サービスを取止める時点で処理が完了していない仕向送金の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第①号のサービスを取止めることはできないものとします。また、輸入手形決済指図（以下に定義されます。）についても、Biz外為サービスを取止める時点で処理が完了していない輸入手形決済指図（L/Cなし）の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第④号のサービスを取り止めることはできないものとします。すでに当行あて依頼済の輸入L/C発行・条件変更依頼・輸入手形決済指図（L/C付）については、発行希望日・決済指日（以下に定めます。）前に第2条第④号のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。
3	第4条の2 各種確認および情報提供の依頼	Biz外為サービスを利用されているお客様は、 <u>外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）および外国為替関連法規、犯罪による収益の移転防止に関する法律、その他の国内外の関連法規に基づく各種確認、その他サービス提供のため当行が必要と判断するお客様や取引の内容にかかわる情報および資料の提供の依頼に遅滞なく応じるものとします。</u>	(条項追加)
4	第4条の3 当行判断によるサービスの取止め	1. <u>お客様が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期限までに回答しない場合には、当行はBiz外為サービスの一部またはすべての提供を取止めることがあります。</u>	(条項追加)
5	第4条の3 当行判断によるサービスの取止め	2. <u>当行が別途定める「当行金融サービスに対する濫用防止方針」を踏まえ、第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客様の対応、具体的な取引内容、お客様の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、当行はBiz外為サービスの一部またはすべての提供を取止めることができるものとします。</u>	(条項追加)
6	第4条の3 当行判断によるサービスの取止め	3. <u>前各項にしたがい当行がBiz外為サービスの一部またはすべての提供を取止めるときは、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびにBiz外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず当行はサービス提供継続の義務を負わないものとし、すでにいただいた上記サービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)
7	第8条 仕向送金サービス 1. サービス内容	(2) 仕向送金サービスにおける「外国送金」とは、 ① 外国にある、当行支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への送金 ② 国内にある、当行本支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への外貨建送金 ③ <u>外為法上の居住者と非居住者との間または非居住者と非居住者との間における、国内にある当行の本支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への円貨建送金取引をいいます。</u>	(2) 仕向送金サービスにおける「外国送金」とは、 ① 外国にある、当行支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への送金 ② 国内にある、当行本支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への外貨建送金 ③ <u>外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）上の居住者と非居住者との間または非居住者と非居住者との間における、国内にある当行の本支店または他の金融機関に開設されている受取人の預金口座への円貨建送金取引をいいます。</u>
8	第8条 仕向送金サービス 4. 当行判断による取り扱い	(3) 当行が外国送金依頼を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は外国送金依頼を処理しません。その場合、取消依頼書の有無に関わらず、送信されたデータは取り消されたものとします。 ① 該当の送金が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ② 戦争、内乱、もしくは当該外国送金取引に関する銀行の資産凍結、支払停止等が発生し、またその慮があるとき ③ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき ④ 送金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはその慮があるとき	(3) 当行が外国送金依頼を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は外国送金依頼を処理しません。その場合、取消依頼書の有無に関わらず、送信されたデータは取り消されたものとします。 ① 該当の送金が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ② 戦争、内乱、もしくは当該外国送金取引に関する銀行の資産凍結、支払停止等が発生し、またその慮があるとき ③ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき
9	第8条 仕向送金サービス 4. 当行判断による取り扱い	(5) <u>前各号に基づき当行が外国送金依頼を処理しないときは、仕向送金サービスを提供中であっても、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびにBiz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず、当行は外国送金依頼の処理の義務を負わないものとし、すでにいただいたサービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)
10	第9条 被仕向送金サービス 5. 当行判断による取り扱い	(3) 当行が被仕向送金入金指図を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行わないことがあります。 ① 送金目的を当行が確認できないとき ② 該当の送金が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ③ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき ④ 送金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはその慮があるとき	(3) 当行が被仕向送金入金指図を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行わないことがあります。 ① 送金目的を当行が確認できないとき ② 該当の送金が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ③ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（外為サービス、全銀・ANSER接続サービス）（2022年10月9日改定）

11	第9条 被仕向送金サービス 5. 当行判断による 取り扱い	(4)前各号に基づき当行が被仕向送金入金指図の処理を行わないときは、 <u>被仕向送金サービスを提供中であっても、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびにBiz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず、当行は入金処理の義務を負わないものとし、すでにいただいたサービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)
12	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 5. 輸出取立入金 (6) 当行判断による 取り扱い	④当行が輸出取立入金を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行わないことがあります。 1) 輸出取立入金取引が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき 2) 輸出取立入金取引が当行所定の外国向為替手形取立規定に関して疑義あるとき 3) 輸出取立入金取引が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき ④ <u>輸出取立入金取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触にかかわるものであると疑われるとき</u>	④当行が輸出取立入金を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行わないことがあります。 1) 輸出取立入金取引が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき 2) 輸出取立入金取引が当行所定の外国向為替手形取立規定に関して疑義あるとき 3) 輸出取立入金取引が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき
13	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 5. 輸出取立入金 (6) 当行判断による 取り扱い	⑤本号①から④までにに基づき当行が輸出取立入金の処理を行わないときは、 <u>輸出ドキュメンタリーサービスを提供中であっても、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびにBiz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず、当行は入金処理の義務を負わないものとし、すでにいただいたサービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)
14	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス 3. 当行判断による 取り扱い	(2) 当行が輸入L/C 発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は輸入L/C 発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を処理しません。 ①該当の取引が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ②通知相手国の戦争、内乱その他の情勢により、輸入L/C 発行・条件変更、輸入手形決済等が不能または困難と判断されたとき ③該当の取引が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき ④ <u>該当の取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触にかかわるものであると疑われるとき</u>	(2) 当行が輸入L/C 発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を受付けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は輸入L/C 発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を処理しません。 ①該当の取引が外為法もしくは外国為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき ②通知相手国の戦争、内乱その他の情勢により、輸入L/C 発行・条件変更、輸入手形決済等が不能または困難と判断されたとき ③該当の取引が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき
15	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス 3. 当行判断による 取り扱い	(6) <u>前各号に基づき当行が輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図の処理を行わないときは、輸入ドキュメンタリーサービスを提供中であっても、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびにBiz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず、当行は輸入L/C 発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図の処理の義務を負わないものとし、すでにいただいたサービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)
16	第12条 外貨預金サービス 1. サービス内容	(2) 外貨預金サービスにおける「外貨振替」とは、 ①外貨預金から円預金（ビジネスカードローンを除く）への資金移動 ②円預金（ビジネスカードローンを除く）から外貨預金への資金移動 ③同一通貨の外貨預金間での資金移動 ④ <u>異なる通貨の外貨預金間の資金移動（ただし、同一店・同一お取引先番号の口座間で、かつ当行所定の本店等において締結した一つの外国為替先物予約を利用する場合のみ）</u> （①から④までいずれもサービス指定口座間またはサービス指定口座と代表口座間のみ）をいいます。	(2) 外貨預金サービスにおける「外貨振替」とは、 ①外貨預金から円預金（ビジネスカードローンを除く）への資金移動 ②円預金（ビジネスカードローンを除く）から外貨預金への資金移動 ③同一通貨の外貨預金間での資金移動 （①・②・③いずれもサービス指定口座間またはサービス指定口座と代表口座間のみ）をいいます。
17	第12条 外貨預金サービス 2. 取引の実施日・適用為替相場	(1) <u>お客さまは当行所定の範囲内で外貨振替の実施日を指定することができます（指定された実施日を以下「振替指定日」といいます。）</u> 。この場合、お客さまは振替指定日の前営業日までに振替外貨額に充当するに十分な金額を引落口座に準備しておくものとします。ただし、振替指定日当日の外国為替相場を適用する取引の場合、外貨振替依頼は、振替指定日当日の当行所定の時間内に行うものとします。また、当行公表相場を適用する取引の場合、当行公表相場公示前には外貨振替依頼を行うことはできません。	(1) <u>外貨振替依頼は、振替日の当行所定の時間内に行うものとします。ただし、振替日当日の外国為替相場を適用する取引の場合、当行公表相場公示前には外貨振替依頼を行なうことはできません。</u>
18	第12条 外貨預金サービス 2. 取引の実施日・適用為替相場	(2) 前項第2号①②の外貨振替取引については、取引内容に応じて次の相場を適用します。 1) 当日の外国為替相場を利用する場合、振替金額が1件あたり <u>1,000万米ドル</u> 相当額以下の取引には、外貨振替依頼の対象となる当行所定の通貨に応じて、当行公表相場または当行市場実勢相場を適用します。 2) 当日の外国為替相場を利用する場合、振替金額が1件あたり <u>1,000万米ドル</u> 相当額超の取引には、当行取引店と別途締結済みの当日物為替予約（以下「市場連動予約」といいます。）（ただし、当行所定の本店等において締結したものに限り）の相場を適用します。 3) 振替金額を問わず、お客さまが当行との間で締結した市場連動予約または外国為替先物予約（ただし、当行所定の本店等において締結したものに限り）の相場を適用する場合は、予約番号の入力等当行指定の方法で依頼するものとします。この場合には、上記1)にかかわらず、お客さまが依頼された市場連動予約または外国為替先物予約の相場が適用されます。	(2) 前項第2号①②の外貨振替取引については、取引内容に応じて次の相場を適用します。 1) 当日の外国為替相場を利用する場合、振替金額が1件あたり <u>100万米ドル</u> 相当額以下の取引には、外貨振替依頼の対象となる当行所定の通貨に応じて、当行公表相場または当行市場実勢相場を適用します。 2) 当日の外国為替相場を利用する場合、振替金額が1件あたり <u>100万米ドル</u> 相当額超の取引には、当行取引店と別途締結済みの当日物為替予約（以下「市場連動予約」といいます。）（ただし、当行所定の本店等において締結したものに限り）の相場を適用します。 3) 振替金額を問わず、お客さまが当行との間で締結した市場連動予約または外国為替先物予約（ただし、当行所定の本店等において締結したものに限り）の相場を適用する場合は、予約番号の入力等当行指定の方法で依頼するものとします。この場合には、上記1)にかかわらず、お客さまが依頼された市場連動予約または外国為替先物予約の相場が適用されます。
19	第12条 外貨預金サービス 2. 取引の実施日・適用為替相場	(3) 残高不足等により外貨振替代り金の引落しが行われなかった場合、当行は外貨振替を実行しません。 <u>振替指定日当日に行われた外貨振替依頼を除き、当行は振替指定日に、セキュアメッセージによりお客さまにその旨お伝えします。</u> <u>お客さまは、振替指定日には必ずセキュアメッセージをご確認ください。</u>	(3) 残高不足等により外貨振替代り金の引落しが行われなかった場合、当行は外貨振替を実行しません。 <u>この場合、当行はお客さまへの通知の義務を負いません。</u>
20	第12条 外貨預金サービス 4. 1,000万米ドル相当額以下の当行市場実勢相場適用取引	4. <u>1,000万米ドル</u> 相当額以下の当行市場実勢相場適用取引 お客さまが <u>1,000万米ドル</u> 相当額以下の外貨振替依頼を、相場区分にSPOTを指定して行う取引のうち当行市場実勢相場を適用する取引（以下「市場実勢相場適用SPOT 振替取引」といいます。）については、以下のとおり定め	4. <u>100万米ドル</u> 相当額以下の当行市場実勢相場適用取引 お客さまが <u>100万米ドル</u> 相当額以下の外貨振替依頼を、相場区分にSPOTを指定して行う取引のうち当行市場実勢相場を適用する取引（以下「市場実勢相場適用SPOT 振替取引」といいます。）については、以下のとおり定め
21	第12条 外貨預金サービス 7. 外貨振替の内容変更・取消依頼	(1) <u>お客さまは、BizSTATION にてすでに依頼を行った外貨振替依頼につき、振替指定日前日の当行所定の時間までに、BizSTATION により取消の依頼を行うことができます。</u> (2) <u>当行が外貨振替依頼を受付けた後の、外貨振替の内容変更および振替指定日当日の取消は一切できません。</u>	当行が外貨振替依頼を受付けた後は、外貨振替の内容変更および取消は一切できません。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（外為サービス、全銀・ANSER接続サービス）（2022年10月9日改定）

■BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2022年10月9日最終改定)	(2022年8月14日最終改定)
2	第10条 外為サービス 2. 外為サービス 「仕向送金受付」	(6) BizSTATION 外為サービス利用規定の適用 外為サービス「仕向送金受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION 外為サービス利用規定第8条第4項、第5項第1号ただし書き、第5項第2号から第4号まで、第6項、および第7項第1号から第3号までを適用します。 <u>その場合において、BizSTATION 外為サービス利用規定第8条第4項第5号の「Biz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税」は「全銀ANSER 接続規定第4条第1項に定めるサービス利用手数料および消費税」と読替えます。</u>	(6) BizSTATION 外為サービス利用規定の適用 外為サービス「仕向送金受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION 外為サービス利用規定第8条第4項、第5項第1号ただし書き、第5項第2号から第4号まで、第6項、および第7項第1号から第3号までを適用します。
3	第10条 外為サービス 3. 外為サービス 「輸入信用状受付」	(4) BizSTATION 外為サービス利用規定の適用 外為サービス「輸入信用状受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION 外為サービス利用規定第11条第3項第1号から第3号まで、 <u>同第6号</u> 、第8項第1号から第4号まで、および第10項から第12項まで（ただし、いずれも輸入L/C 発行または輸入L/C 条件変更に係るものに限る。）を適用します。 <u>その場合において、BizSTATION 外為サービス利用規定第11条第3項第6号の「Biz 外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税」は「全銀ANSER 接続規定第4条第1項に定めるサービス利用手数料および消費税」と読替えます。</u>	(4) BizSTATION 外為サービス利用規定の適用 外為サービス「輸入信用状受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION 外為サービス利用規定第11条第3項第1号から第3号まで、第8項第1号から第4号まで、および第10項から第12項まで（ただし、いずれも輸入L/C 発行または輸入L/C 条件変更に係るものに限る。）を適用します。
4	第11条の2 各種確認および情報 提供の依頼	<u>本サービスを利用されているお客さまは、外為法および外国為替関連法規、犯罪による収益の移転防止に関する法律、その他の国内外の関連法規に基づく各種確認、その他サービス提供のため当行が必要と判断するお客さまや取引の内容にかかわる情報および資料の提供の依頼に遅滞なく応じるものとします。</u>	(条項追加)
5	第11条の3 当行判断による サービスの取止め	<u>1. お客さまが当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく、別途定める期限までに回答しない場合には、当行は本サービスの一部またはすべての提供を取止めることがあります。</u>	(条項追加)
6	第11条の3 当行判断による サービスの取止め	<u>2. 当行が別途定める「当行金融サービスに対する濫用防止方針」を踏まえ、第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの対応、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、当行は本サービスの一部またはすべての提供を取止めることができるものとします。</u>	(条項追加)
7	第11条の3 当行判断による サービスの取止め	<u>3. 前各項にしたがい当行が本サービスの一部またはすべての提供を取止めるときは、BizSTATION 利用規定第1条第4項第1号ならびに全銀ANSER接続規定第4条第1項に定めるサービス利用手数料および消費税の支払いにかかわらず当行はサービス提供継続の義務を負わないものとし、すでにいただいた上記サービス利用手数料および消費税は返還しないものとします。</u>	(条項追加)